

## 小牧市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について公表する。

令和8年3月31日

小牧市監査委員 梅村圭輔

小牧市監査委員 石田知早人

### 定期監査の結果について

#### 第1 監査の対象及び実施期間

こども未来部

こども政策課、出会い・結婚支援室、多世代交流プラザ  
子育て世代包括支援センター、幼児教育・保育課  
保育園（三ツ渕保育園、さくら保育園）

対象期間 令和7年4月1日から令和7年11月30日までの所管業務

実施期間 令和7年12月24日から令和8年2月16日まで

#### 第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等の財務事務及び所管する個別の事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を求め、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおいて監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。また、是正・改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので以下に記述した。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

#### 【指摘事項】

##### 《 こども政策課 》

- ・ 窓口で収納した現金を、正当な理由もなく当日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込んでいないものがあつた。再発防止に向けて適切な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第4項に定める派遣元へ抵触日の通知がなされていないものがあつた。再発防止に向けて適切な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。
- ・ 個人情報を取り扱う委託契約において、個人情報等情報資産に関する特記事項が添付されていないものがあつた。再発防止に向けて適切な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。

##### 《 多世代交流プラザ 》

- ・ 単価に予定数量を乗じた総額が随意契約第1号の額を超えている場合に必要な指名審査会に諮っていないものがあつた。再発防止策を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。

##### 《 幼児教育・保育課 》

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第2項の2で定める派遣先管理台帳が作成されていないものがあつた。再発防止に向けて適切な措置を講じるとともに適正な事務処理に努められたい。

## 付記事項

今回の監査を踏まえ、地方自治法第199条第10項に基づく監査委員の意見を以下に記述する。

### 【意見】

#### 《 こども政策課 》

- ・ 養育費確保支援助成金事業の周知については、市ホームページや窓口でのチラシ配布だけでなく、離婚届に助成金のチラシをセットして手渡しなどの方法で実施されている。また、離婚前後の相談やひとり親の相談があった時などには、個別に制度の案内を行っているとのことであるが助成金の執行率は低い状況にある。ひとり親家庭における子どもの健全な成長に資するため、養育費確保の支援を必要とする市民に助成金の活用が適切に広がるよう制度の利用における課題の把握と効果的な周知方法について検討されたい。

#### 《 出会い・結婚支援室 》

- ・ 結婚支援事業は国の補助を受け実施している事業であるが、国は婚姻数の上昇等の事業効果の検証を課題視しているとのことである。一方で市においては婚活イベント終了後とその3か月後のアンケート調査を行うものの、その後の追跡や個別フォローは困難としており、この事業により婚姻に至った件数は把握されていない。県や民間においても同様の事業を実施していることから、事業効果の検証は必要であると考え。事業の効果や成果について、どのように位置づけ把握し評価を行うことが適切か検討されたい。

#### 《 多世代交流プラザ 》

- ・ こども食堂支援補助金は、こどもの孤立及び孤食を防止し、こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを提供できるようこども食堂の安定的かつ継続的な運営を支援するとともに、支援を必要とするこどもを行政等の支援に繋げることを目的とするものである。貧困対策と一線を画す取組であることから、補助金の目的に対する効果について、具体的に把握し評価をして分かりやすく示していくことが必要であると考え。また、こども食堂として活動する市内7団体のうち今年度の補助金

交付団体は4団体であった。未交付の3団体には、引き続き、補助金の趣旨と具体的な効果について説明し、補助金への理解と活用を促す取組を行われたい。

#### 《 子育て世代包括支援センター 》

- ・ 女性相談等業務委託について契約書類の仕様書には「同行支援に必要な経費は、別に定める基準等により受注者が負担する」と記載されている。一方、同じく契約書類でありその基準となる「同行支援に関する基準等」には「市が月末に実績報告を元に支払いをする」と記載され、市が負担する経費について定められている。実際の運用では市と受注者の認識は、市が必要と判断した場合は市の負担として一致しているとのことであるが、契約書類内で矛盾した記載となっているため、本来あるべき経費負担が不明確である。仕様書と基準の記載内容を整合させ、委託契約における市と受注者双方の経費負担の区分を明確にされたい。

#### 《 幼児教育・保育課 》

- ・ 現在、市内の保育園では、老朽化した施設の建替えや少子化による統合が複数の施設で計画され順次進められている。施設の建替えや統合にあたっては、各地域の保育需要を把握しつつ、少子化の影響も考慮しながら計画的に進められているとのことであるが、地域によっては利便性が低下するなど子育て世代の生活に一定の影響が想定される。このため、保育需要の動向に伴う計画の変更が見込まれる際には、保育園の利用者は元より、今後、利用が想定される世代も含め計画への理解が深まるよう、十分な周知期間の確保と多様な機会を捉えた丁寧な説明に取り組まれたい。

#### 《 保育園全体 》

- ・ 保育料等の収納は、口座振替又は保護者が納付書により金融機関で直接納付することとなっており、園での現金収受は行われていない。かつて現金収受の際に使用していた分任出納員領収印は、現在も各園に保管されている。使用のない領収印の保管は管理上の負担となるとともに、万一不正使用された場合のリスクも懸念される。園における今後の現金取扱の有無を確認し、不要である場合には分任出納員領収印を会計課へ

返納することを検討されたい。